

# 電気自動車等を活用した災害連携協定

長崎市（以下「甲」という。）と西九州トヨタ自動車株式会社、長崎トヨペット株式会社、トヨタカローラ長崎株式会社、ネッツトヨタ長崎株式会社、株式会社トヨタレンタリース長崎、トヨタモビリティパーシス株式会社長崎支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、長崎市内において甲、乙が相互に連携して災害に備えるとともに、災害が発生した際に円滑な災害応急対策を実施することを目的として、長崎市内の避難所において外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

## （外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車（※長崎県内に水素ステーション設置後から）
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) その他、自動車からの外部給電に必要な機器

## （協力の要請と協力内容）

第3条 甲および乙は、平時より連携協力して災害に備えるべく、乙は甲もしくは甲が後援する各種団体等による防災意識啓発の取組みや訓練に積極的に協力するものとする。

- 2 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙の連絡責任者に対し提供協力要請書（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、可能な範囲で保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 4 乙は、災害による停電の発生時、避難所や販売店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする。
- 5 甲および乙は、市民の取組みによる減災を促進するため、外部給電が可能な車両の活用や周知活動などを通じて、その認知度の向上に協力して取り組むものとする。

## （外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は甲からの要請を受け、車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両者で協議の上、引渡しの方法を調整する。

- 2 乙は、車両等を引き渡した場合は、速やかに甲に対して提供協力実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

## （貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。災害の規模に応じて甲が延長を希望する場合は、甲乙両者で協議の上、決定するものとする。

## （外部給電可能な車両の返却）

第6条 甲は乙から貸与された車両を貸与時の現状に復して返却するものとする。（燃料など通常摩耗分を除く）

- 2 車両の返却時期および場所については、甲乙両者で協議の上、決定するものとする。

#### (費用負担)

第7条 甲の要請に基づき乙が貸与した車両の使用料は無償とする。また、貸与時点で車両にある燃料等についても、乙が無償で提供するものとする。

2 貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

#### (費用の支払い)

第8条 甲は、乙から費用の支払請求があった場合は、相手方に対してこれを支払うものとする。

#### (補償)

第9条 車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙両者で協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

#### (車両保険の扱い)

第10条 乙は、第2条各号に掲げる車両等の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

#### (使用上の留意事項ならびに故障等への対応)

第11条 甲は、貸与を受けた車両等を以下のとおり使用、管理するものとする。

(1) 極力、安全な場所で通常の用法に従って使用する。

(2) 原則として、長崎市内で使用する。

(3) 甲は、貸与期間中に車両が故障または不調により使用が出来なくなり、災害対策等を進めるにあたり問題が発生した場合には、乙に速やかに報告し、甲乙両者で対応を協議するものとする。

#### (連絡責任者)

第12条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を連絡責任者届（様式第3号）により報告し、共有するものとする。

また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

#### (訓練等)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

#### (協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議の上、定めるものとする。

#### (有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了日の2ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年11月17日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市

長崎市長

田 上 富 久

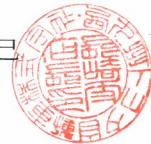


乙 長崎県長崎市五島町4番19号

西九州トヨタ自動車株式会社 長崎支店

長崎支店長

宮 添 克 己



長崎県長崎市出島町12番13号

長崎トヨペット株式会社

代表取締役社長 馬 場 政 隆



長崎県長崎市稻佐町2番10号

トヨタカローラ長崎株式会社

代表取締役社長 藤 岡 良 規



長崎県長崎市出島町12番13号

ネッツトヨタ長崎株式会社

代表取締役社長 馬 場 政 隆



長崎県長崎市松山町4番50号

株式会社トヨタレンタリース長崎

代表取締役社長 吉 本 明 浩



長崎県諫早市久山町1910番地11

トヨタモビリティパーツ株式会社 長崎支社

長崎支社長

神 田 一 宏

